

議案第百五号

港区児童育成手当条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区児童育成手当条例等の一部を改正する条例

(港区児童育成手当条例の一部改正)

第一条 港区児童育成手当条例(昭和四十六年港区条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第三号中「第一項第一号」を「前項第一号」に改める。

(港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第二条 港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年港区条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

（港区心身障害者福祉手当条例の一部改正）

第三条 港区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（港区児童育成手当条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の港区児童育成手当条例第四条第二項第一号の規定は、平成三十一年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年五月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

（港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成三十二年一月一日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（港区心身障害者福祉手当条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第三条の規定による改正後の港区心身障害者福祉手当条例の規定は、平成三十一年八月以

後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

(説明)

所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)の施行による所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。